



2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー化研
代表者名 代表取締役社長 櫻田 武志
(コード：4 2 3 4 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理本部長 永井 勉
T E L 0 3 - 3 2 4 1 - 5 7 0 2

(訂正)「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」の一部訂正について

2025 年 5 月 23 日に公表いたしました「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

2. 本制度の導入の目的及び条件

(2) 導入の条件

2ページ目

【訂正前】

1996 年 6 月 27 日開催の第 87 期株主総会において、当社の取締役の金銭報酬限度額は、年額 220 百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、監査役の金銭報酬限度額は、年額 20 百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社の取締役の金銭報酬限度額を、年額 170 万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と変更し、また、本制度を新たに導入し、いずれも当該金銭報酬枠とは別枠で対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

【訂正後】

1996 年 6 月 27 日開催の第 87 期株主総会において、当社の取締役の金銭報酬限度額は、年額 220 百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、監査役の金銭報酬限度額は、年額 20 百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社の取締役の金銭報酬限度額を、年額 170 百万円以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）と変更し、また、本制度を新たに導入し、いずれも当該金銭報酬枠とは別枠で対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以上